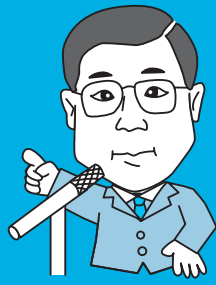


# 市長のまちづくりメッセージ

市役所では、毎月の初日（今回は9月1日）に「市長のまちづくりメッセージ」を放送しています。市民の皆さんと『共創・協働のまちづくり』を進めていくため、その一部を掲載します。



## 景観を活かしたまちづくりを目指して

### 景観法について

我が国で初めての景観法についての総合的な法律である「景観法」が、今年の6月1日に全面施行（平成16年12月に一部施行）されました。

景観法は、都市や農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的な活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国・地方公共団体・事業者・住民それぞれの責務を定めるとともに、建築などの行為規制や支援の仕組みなどを定めた法律です。

### 景観行政団体について

本市は、景観法に基づき景観形成の推進を図るため、県知事の同意を得

て、今年の6月1日に「景観行政団体」となりました。県内では萩市、宇部市に続いて3番目となるものです。今後、良好な景観である白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、石城山などの自然景観や町並みを守り育てていくため、市民と行政が一体となって「景観計画の策定」を進めていきます。

### 地域景観ワークショップin光 参加者募集

室積海商通りで景観の宝探しに参加してみませんか！

日時 10月15日13時～16時30分  
場所 室積公民館 大ホール  
対象者 まちづくりに関心がある人ならどなたでも（先着50人）  
参加費 無料

応募方法 住所・氏名・年齢・連絡先を電話・八ガキ・FAX・Eメールにて左記までお知らせください。

申込期限 10月5日  
申し込み・問合せ 都市計画課 都市計画係 0833(72)1400F  
AX0833(72)3478  
Eメール (tosukeikaku@city.hikari.jp)

## 光市再発見、みんなで見よう！ 第3回市民ツアー

光市観光協会では、光市のさまざまな名所旧跡などをもう一度皆さんに再発見していただくため、市民ツアーを次の要領で計画しました。お誘い合わせの上、どしどし応募してください。

### 大和エリア ツアー

開催期日 10月22日  
時間 光市役所 出発9時/解散15時50分  
行程 光市役所 伊藤公資料館 特産品直売所ふらつと大和 束荷神社（夕日の滝入口）車中から案内）

### 光エリア ツアー

開催期日 10月23日  
時間 大和支所 出発9時30分/解散17時50分  
行程 大和支所 冠山総合公園 冠天満宮 海商通り/早長八幡宮、高礼場、山頭火句碑、普賢菩薩対面の松古蹟、光ふるさと郷土館、専光寺、普賢寺、雪舟庭、松岡洋右碑等  
牛島 市民ホール/人形浄瑠璃 熊野神社 清鏡寺 大和支所

皆さん、自分が住んでいる光市を再発見してみませんか！

行程については、天候などにより変更する場合があります。

### 【募集要項】

募集人員 両日とも40人  
応募資格 18歳以上（お住まい、勤務先住所などは問いません。）  
応募方法

・官製八ガキに住所、氏名、年齢、勤務先または通学先、希望期日、電話番号を明記のうえ、光市観光協会までお送りください。

・1枚で両日の応募はできません。  
・八ガキ1枚に二人まで記入できます。二人分記入される場合は、必要事項をそれぞれ記入ください。

・応募者多数の場合は抽選  
募集期間 9月26日～10月10日（当日消印有効）  
参加費用 一人1000円（昼食および保険料の一部に充当）

当選者には10月17日前後に電話または八ガキにより通知します。  
応募先・問合せ 光市観光協会 〒743-8501 光市中央6丁目 1-10833(72)1400

### この夏のイベントについて

新「光市」で迎えた初めての夏に、市内各地で市民との共創・協働により、さまざまなイベントや催しものが開催され、光市の最も輝く姿を披露することができ、また、元気なまちとして市内外の多くの人々に情報発信できたのではないかと思います。

ここに、主催者をはじめ多くの関係者のご苦労と、さまざまな積極的な活動に対し、深く感謝とお礼を申し上げます。と思います。

さて、こうした民間の団体を中心とした活動を背景に、市では、新市発足に伴う市民の一体化の促進と、さらなる販わいの創出を図るため、夏の海水浴場集客向上対策事業として、ナイター海水浴場の開設やスターライトファンタジーを開催したところです。

今年も天候にも恵まれ、さまざまなイベントが事故も無く成功裏に終了したと報告を受けましたが、今回の結果に甘んじることなく、問題点や課題などを整理して次回に活かしていく必要があります。



特に、イベント開催時ににおける安全・安心対策等の危機管理や開催場所周辺への配慮などに細心の注意を払わなければなりません。

また、開催するイベントについては、最小の費用で最大の効果を得られるよう、費用対効果や地域経済への波及効果、環境面での配慮、さらには、イベントの開催目的や開催の意義など、さまざまな観点から、その都度、検証してみなければなりません。

多くの人が集い、賑わい、交流人口の拡大を促すイベントの開催を、まちの活性化策の一つとして、さらには、そこに暮らす住民の連帯感や一体感を醸成する手段と

して、市民の皆さんと知恵を出し合い共創・協働で創り上げていきたいものです。職員の方々も、まちの活性化のために、さまざまな分野での活動に積極的な参加をお願いします。

職員の資質の向上が市民の信頼を高めるについて

私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢社会の急速な進行、地球規模での環境問題、また、国際化・高度情報化の飛躍的な進展など、大きく様変わりをしていきます。

また、国の構造改革や三位一体の改革をはじめ、地方自治体を取り巻く仕組みや制度が徐々に変化し、新たな社会を創造するための試行錯誤が展開されるなど、激動の変革期の真っ只中にあります。

こうした中、自己決定と自己責任の原則の下、地方自治体は政策により優劣を競い合う都市間競争の時代を迎えています。

光市においても、今後、新市のまちづくりを推進していくには、市職員一人ひとりが

自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的な判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を養うなど、徹底した意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発が求められています。

このため、公務員としての接遇向上の養成、法制執務や公務員倫理などの基本研修から行政法・民法や土木・建築等の専門能力・専門技術の養成研修、さらには近年の自然災害などを主とする危機管理研修など、積極的に研修の機会を設け、職員の方々に参加してもらっているところで

一方、近年では、市民の地方自治体に対する姿勢が大きく変化し、市民から行政に対する要望や苦情が年々増加しています。市民からの相談にはよりよく耳を傾け、相談内容を理解したうえで、スピードある対応を心がけなければなりません。

職員の方々の一生懸命にまちづくりに取り組む姿が、市民の行政への見方や信頼を変えていきます。皆さんで、より良いまちづくりを進めてまいります。